

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第1141号

2022年（令和4年）7月14日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

消防情報等の収集及び伝達に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2022年（令和4年）6月27日付けで諮問（第1141号）された消防情報等の収集及び伝達に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による個人情報を本人以外のものから収集する必要があると認められる。
- (2) 条例第10条第5項ただし書の規定による個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

大震災や風水害といった大規模災害は、被害が広範囲に及ぶため、現場活動する部隊からの目視による情報だけでは不十分である。そこで、「初動での正確な情報」を得るために、上空からの映像が非常に効果的であることから、災害用カメラ搭載ドローン（以下「ドローン」という。）等を活用した映像伝送システムの導入について、検討を進めてきた。この効果については全国の消防本部等でも有効性が確認されており、令和4年3月に総務省消防庁から「消防本部

における災害対応ドローンの更なる活用について」という通知文も発出されている。令和3年6月現在、全国の383消防本部(52.9%)でドローンが活用されている。(別紙1参照)

このように映像伝送システムの導入により、現場指揮者から各部隊への指揮命令が確立し、効率的な部隊運用が可能となる。その結果、市民の生命財産等の被害軽減へと繋がり、さらには指揮本部機能が強化され、現場に潜む活動危険を把握することができるため、職員の殉職・受傷事案を未然に防ぐことができる。

しかし、映像伝送システムは、災害現場にいる不特定多数の者をドローン等で撮影することになる。また、今後の警防活動検証及び災害原因を確認するための資料として、映像の録画を検討している。

以上のことから、藤沢市個人情報保護に関する条例第10条及び第18条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。また、映像伝送システムは、消防指令システム情報セキュリティポリシー対策基準(以下「セキュリティポリシー」という。)に準拠することとする。

(2) システムの概要

映像伝送システムは、災害現場を上空から撮影するドローン、ドローンを操縦するドローン操作用スマートフォン、災害現場で各部隊長が撮影するウェアラブルカメラ用スマートフォン(以下「ウェアラブルカメラ」という。)、これらの映像を現場指揮本部と通信指令室で共有するための視聴用タブレット(以下「タブレット」という。)とシステム専用PC(以下「ノートパソコン」という。)で構成されるシステムである。撮影した映像はモバイルデータ通信を利用してタブレットとノートパソコンに伝送され、リアルタイムで視聴が可能であり、必要があれば映像の録画も可能である。

(3) 個人情報を本人以外のものから収集することについて

ア 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

ドローンやウェアラブルカメラでの撮影の目的は、初動での正確な情報を得るためであり、本人の同意を得て収集する方法では、この目的を達成することが困難である。よって、本人以外のものから個人情報を収集する必要がある。

イ 本人以外から収集する個人情報

ドローン及びウェアラブルカメラで撮影した映像データ

(4) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

本人以外のものから収集する個人情報は、ドローン及びウェアラブルカメラで撮影した映像データである。災害現場では市民の生命財産を守ることが最優先であり、撮影対象区域に立ち入った不特定多数の者や、個人を特定することは事実上困難になる。よって本件に関わる本人通知を省略するものである。

なお、撮影に関しては、ウェアラブルカメラを取り付けるハーネ

スに「動画撮影中」と撮影している旨を表示する。ドローンでの撮影は、「動画撮影中」と表示しても視認できないため、現場指揮本部から拡声器等で広報周知する。

(5) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理を行う必要性

災害時に視覚的情報をリアルタイムで共有することは、指揮命令系統が明確になり、活動危険の早期発見にも繋がる。また、局内で実施する警防活動検討会の資料としても有益である。これは、過去の災害などを振り返り次の活動に繋げるものである。

また、録画についてはノートパソコンで行い、映像データを一時的に本体に保存する。保存期間は災害情報機器等運用基準で定める10日間とする。その後、運用管理者が今後の警防活動検討会等の資料として必要であると判断した場合は、記録媒体に保存する。

以上のことから、コンピュータによる処理が必要である。

イ コンピュータ処理を行う個人情報

ドローン及びウェアラブルカメラで撮影した映像データ。

なお、タブレットは現場指揮本部で視聴のみに使用するため撮影はせず。

ウ システムの機器構成

- (ア) ドローン：5台（南・北指揮隊等に配備）
- (イ) ドローン操縦用スマートフォン：5台（操縦用のコントローラに取付）
- (ウ) タブレット：4台（南・北指揮隊等に配備）
- (エ) ウェアラブルカメラ：17台（各部隊に配備）
- (オ) ノートパソコン：1台（通信指令室に配備）
- (カ) 映像伝送システム：ENWA株式会社のD i C a s t e r

(6) 安全対策

ア 本市の安全対策

- (ア) 機器の保管は車両に積載し、施錠等の保管管理を徹底する。
- (イ) 運用は運用責任者及び運用責任者の許可を得たもの以外、利用できないよう利用者を制限する。
- (ウ) ドローン操縦は、メーカーから発行されるアカウントをもとに、操縦用スマートフォンに専用アプリをダウンロードする。専用アプリにドローン本体の識別番号を入力し同期させる。そのため、外部者はアクセスできない。
- (エ) ノートパソコンが設置してある通信指令室は、365日24時間職員がおり、入口には入退室管理表があり、入退室の管理を行っている。
- (オ) ノートパソコンの利用者は、運用管理者に使用を許可された職員に限定し、パスワードによるアクセス制御（英数混在8文字以上）を設定する。さらに人事異動の都度、利用者を見直し、

セキュリティポリシーに基づく運用をする。

- (カ) ノートパソコンはワイヤロック等の盗難防止を実施し、通信指令室から外へ持ち出さない。また、ウィルス対策として、ノートパソコンには対策用ソフトを導入する。ウェアラブルカメラ、ドローン操縦用スマートフォン、タブレットには通信会社が管理するセキュリティサービスを利用し対策を講じるとともに、盗難防止への管理義務を怠らない。
- (キ) システムを構成する機器は、ソフトウェアを定期的にアップデートし、業務に関係のないサイトへのアクセスやアプリのダウンロードは行わない。
- (ク) 記録媒体に映像データを保存した場合は、鍵の掛かるキャビネットで保管し、目的を達成した後は、映像データを速やかに消去する。媒体制御についても業務に必要なポートを開けないなど、セキュリティポリシーに基づき実施する。
- (ケ) ノートパソコンに一時的に保存した映像データは、10日間経過後に必ず消去する。
- (コ) 機器を処分する際は、情報システム課のデータ消去機器を使用して確実にデータを消去する。
- (サ) その他、災害情報機器等運用基準を定め管理をする。

イ 映像伝送システムの安全対策

- (ア) 基本データは、SSL/TLS通信によりセキュリティ対策を講じている。
 - (イ) 映像データは、WebRTC通信によりセキュリティ対策が講じられている。また、コーデック処理としてAES128bitの暗号化を施している。
 - (ウ) DiCasterサーバは、映像データが保存されない仕様となっており、サーバからの情報漏洩対策が講じられている。
- (7) 実施時期（予定）
2022年（令和4年）7月

(8) 添付書類

- ア 消防本部における災害対応ドローンの更なる活用推進について
- イ 映像伝送システムイメージ図
- ウ 災害情報機器等運用基準
- エ DiCasterカタログ

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

- (1) 個人情報をも本人以外のものから収集する必要性について
実施機関では、個人情報を本人以外のものから収集する必要性について、次のように述べている。

ドローンやウェアラブルカメラでの撮影の目的は、初動での正確な情報を得るためであり、本人の同意を得て収集する方法では、この目的を達成することが困難である。よって、本人以外のものから個人情報を収集する必要がある。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要があると認められる。

- (2) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

本人以外のものから収集する個人情報は、ドローン及びウェアラブルカメラで撮影した映像データである。災害現場では市民の生命財産を守ることが最優先であり、撮影対象区域に立ち入った不特定多数の者や、個人を特定することは事実上困難になる。よって本件に関わる本人通知を省略するものである。

なお、撮影に関しては、ウェアラブルカメラを取り付けるハーネスに「動画撮影中」と撮影している旨を表示する。ドローンでの撮影は、「動画撮影中」と表示しても視認できないため、現場指揮本部から拡声器等で広報周知する。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

- (3) コンピュータ処理について

- ア コンピュータ処理を行う必要性について

災害時に視覚的情報をリアルタイムで共有することは、指揮命令系統が明確になり、活動危険の早期発見にも繋がる。また、局内で実施する警防活動検討会の資料としても有益である。これは、過去の災害などを振り返り次の活動に繋げるものである。

また、録画についてはノートパソコンで行い、映像データを一時的に本体に保存する。保存期間は災害情報機器等運用基準で定める10日間とする。その後、運用管理者が今後の警防活動検討会等の資料として必要であると判断した場合は、記録媒体に保存する。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要があると認められる。

- イ 安全対策について

実施機関が「2 実施機関の説明要旨」(6)のア及びイに示す安全対策は、次のとおりである。

- (ア) 本市の安全対策

- a 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置

ア(イ)、ア(ウ)、ア(オ)

- b システムの不正アクセスを防止するための措置

ア(キ)、ア(ケ)、ア(コ)

- c 日常的な安全対策
ア(ア)、ア(エ)、ア(カ)、ア(サ)
- d 利用後にデータを確実に消去するための措置
ア(ク)
- (イ) 映像伝送システムの安全対策
 - a ネットワークへの不正アクセスを防止するための措置
イ(ア)、イ(イ)
 - b ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置
イ(ウ)

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

なお、災害情報機器等運用基準第3条第1号について、想定される明確な適用基準を明記すること並びに災害情報機器を使用することについての広報等での周知を要望する。

以 上